

事務連絡
令和2年4月7日

教育機関の設置者を代表する団体 御中

文化庁著作権課

新型コロナウイルス感染症対策に伴う「授業目的公衆送信補償金制度」
の早期施行への協力について（依頼）

大学等においては、新型コロナウイルス感染症の流行が当面収束しないことを想定し、新年度以降、対面授業に代えてオンラインでの遠隔授業等を実施する方向で検討が進められているとともに、小学校等において臨時休業期間の延長等の対応が行われています。

このような状況を受け、文化庁としては、教育の情報化に対応した「授業目的公衆送信補償金制度」について、著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）において令和3年5月24日までに施行することとされているところ、施行を当初の想定より前倒しし、多くの大学等において遠隔授業等が始まることを見込まれる本年4月下旬から、令和2年度における暫定的な運用を開始することを目指しています。

別添1のとおり、令和2年3月25日付事務連絡により、指定管理団体である一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）に対し、制度の開始に向けた所要の手続を進めるよう要請し、SARTRASにおいて迅速かつ真摯に検討が行われた結果、教育機関における円滑な著作物利用に配慮するため、令和2年度に限った緊急的かつ特例的な対応として、補償金額を無償とする認可申請を行うことが、昨日決定されたところです。文化庁としては、これを受け、速やかに認可に必要な手続きを進めていく予定です。

SARTRASが補償金の額を定め文化庁長官に認可申請を行うに当たり、改正著作権法第104条の13第3項の規定に基づき、教育機関を設置する者の意見を代表すると認められるものの意見を聴くことになっています。

教育機関の設置者を代表する団体におかれては、今回の事態の緊急性・重要性に鑑み、短期間での御対応をお願いすることになりますが、制度の早期施行に向け、期限までの回答に御協力いただくようお願いします。

なお、令和3年度以降については、有償の補償金による本格的な制度運用を開始するため、令和3年度の補償金額について、SARTRASからの認可申請が別途行われることを想定していることを申し添えます。

【本件担当】

文化庁 著作権課 著作物流通推進室

電話：03-6734-2847（直通）

Mail：ckanri@mext.go.jp

授業目的公衆送信補償金制度の早期施行に向けた今後のスケジュール
(詳細版)

- 4月6日(月) 指定管理団体内において、無償での認可申請を行うことを決定
上記方針についてプレスリリース(同日17時~記者会見)
- 4月10日(金) 施行期日政令の閣議決定
- 4月上中旬 指定管理団体による教育機関の設置者を代表する各団体への意見聴取
- 意見聴取終了後 関係者フォーラムにおいてガイドラインのとりまとめ
+教育機関から指定管理団体への届出の在り方など運用方針の決定
- 4月20日頃~ 指定管理団体から文化庁長官に対する補償金額(無償)の認可申請

補償金額について文化審議会に諮問

文化審議会での審議(使用料部会⇒著作権分科会)

文化庁長官による認可

指定管理団体から文化庁長官に対して業務規程等の届出

省令の公布(共通目的事業への支出割合を仮で定めるもの)

公布通知⇒制度の周知・普及啓発(施行後も継続)
- 4月末(28日) 法施行